

平成24年1月14日

各 学 校 長
様
各加盟団体会長
(事務局長経由)

財団法人滝川市体育協会
会 長 山 腰 進 次
(公印省略)

平成23年度財団法人滝川市体育協会スポーツ賞(学校関係)の
推薦について

新春の候、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃、当協会の事業推進に深いご理解とご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年度スポーツ賞(奨励賞:学校関係)の推薦につきまして、貴校及び加盟団体に該当者(個人・団体)がございましたら、別紙推薦書により平成24年2月17日(金)までにご推薦いただきますようお願いいたします。

なお、本年度表彰該当期間は平成23年4月1日から平成24年3月31日までです。ただし、推薦期日以降3月31日までの間に表彰該当者が発生した場合には、速やかに事務局にご連絡ください。表彰該当者に漏れないよう各加盟団体様にも通知致しましたので、情報の提供という形で通知をお願いいたします。

表彰日は、平成24年3月10日(土)を予定しております。

提出期日までに推薦がなかった場合には、該当がないものとして処理させていただきます。なお、推薦基準につきましては、別紙、表彰規程第2条(4)及び表彰規程取扱要領第2条(4)をご参照下さい。

問合先及び提出先

滝川市二の坂町東3丁目2-1

滝川スポーツセンター内

(財)滝川市体育協会 総務 珍田恭江(電話:23-4617)

e-mail: y.chinda@takikawa-taikyou.jp

ス ポ ー ツ 奨 励 賞 推 薦 書
(学 生 ・ 生 徒)

フリガナ		性別	生 年 月 日		学 年
氏 名		男・女	S・H	年 月 日生 (歳)	年生
学 校 名			所 属 ク ラ ブ		
団 体 (ク ラ ブ) 構 成 員 (下 記 欄 に 記 載 で き ない 場 合 は 、 別 紙 に 記 載 下 さ い 。)					
メンバー	氏 名	性別	生 年 月 日	学 年	備 考
- 実 績 - (下 記 欄 に 記 載 で き ない 場 合 は 、 別 紙 に 記 載 下 さ い 。)					

※ 大会等の場合は、大会実施要項及び成績等を添付してください。

以上の理由から、財団法人滝川市体育協会スポーツ賞表彰規定第2条第2項第4号に該当するものと考え推薦いたします。

財団法人滝川市体育協会
会 長 山 腰 進 次 様

平 成 年 月 日
推 薦 学 校 名
学 校 長 名 印
推 薦 書 作 成 者 名
☎ (学 校)

財団法人滝川市体育協会スポーツ賞表彰規程

平成17年4月1日改正
協会規程 第2号

第1条 この規程は、財団法人滝川市体育協会(以下「協会」という。)寄付行為第31条第11号に関することを定める。

第2条 この規程に基づき表彰されるものは、その実績ごとに1回とする。ただし、表彰を異にするものについては、この限りでない。

2 スポーツ賞は、次の表彰区分により表彰する。

(1) 特別功労賞

本市のスポーツ振興に特に著しく寄与し、その貢献度が全市的視野から極めて高く評価され、会長が特に認めた者

(2) スポーツ功労賞

ア 長期にわたって、滝川市(以下「本市」という。)のスポーツ普及振興に特に顕著な功績があった者

イ 本市のスポーツの普及振興に著しく寄与し、その貢献度が全市的視野から極めて高く評価され特に会長が認める者

(3) スポーツ振興賞

ア 本市のスポーツに指導的役割を果たし、その普及振興に寄与する顕著な功績があった者

イ スポーツの普及振興に模範的な活動を継続して寄与し、競技力の向上に努め顕著な功績があった団体

ウ 優秀な選手及び団体の育成に寄与した指導者

(4) スポーツ奨励賞

ア 国際的大会において、入賞した団体及び個人

イ 全国的大会において、入賞した団体及び個人

ウ 全道的大会において、優勝した団体及び個人

(5) 感謝状

本協会の事業推進に関し、献身的に支援活動して、協会の充実発展に寄与された部外の協力団体・企業

第3条 協会は、表彰受賞者の選考審査をおこなうため選考委員会を設ける。

2 委員会は、会長、副会長、常務理事をもって構成する。

第4条 表彰は、年1回行うものとする。ただし、事情により特別に行うことができる。

第5条 推薦は、別に定める推薦要領により、協会加盟団体、市内大学、高等学校、小中学校等それぞれにおいて行うものとする。

第6条 第2条の表彰を受ける者が、表彰前に死亡した場合においては、表彰記念品をその遺族に贈って追彰する。

第7条 その他、表彰に関する必要な事項については、選考委員会で定めることができる。

2 上記により定めた事項については、「要綱」として記録するものとする。

財団法人滝川市体育協会スポーツ賞表彰規程取扱要領

第1条 この取扱要領は、財団法人滝川市体育協会スポーツ賞表彰規程（以下「規程」という。）に係わる必要事項について定める。

第2条 規程第2条第2項に定める表彰区分の基準は、次のとおりとする。

(1) 特別功労賞（規程第2条第2項第1号）

スポーツ功労賞受賞後5年を経過し、かつ70歳以上で本市のスポーツ振興に特に著しく寄与し、その貢献度が全市的視野から極めて高く評価され、会長が特に認めた者

(2) スポーツ功労賞（規程第2条第2項第2号）

ア 規程に定める特に顕著な功績のあった者とは、財団法人滝川市体育協会（以下「本会」という。）及び本会に在職する職員等並びに加盟団体の規約に明記されている役員とし、推薦年度末において通算20年以上活動した実績を有する50歳以上の個人とする。

イ 規程に定める特に会長が認める者については、本会及び本会に在職する職員等並びに本会加盟団体の構成員以外の個人を含むものとする。

(3) スポーツ振興賞（規程第2条第2項第3号）

ア 規程に定める顕著な功績のあった者とは、本会及び本会に在職する職員等並びに本会加盟団体の構成員として、スポーツの実践指導者としてリーダー的役割を果たした者及び役員として団体の運営に携わってきた者で、推薦年度末において通算10年以上活動した40歳以上の者とする。ただし、特に会長が認めた場合は、10年未満若しくは40歳以下の者でも表彰できる。

イ 規程に定める顕著な功績のあった団体とは、本会加盟団体として推薦年度末において10年以上実績を有する団体とする。

(4) スポーツ奨励賞（規程第2条第2項第4号）

ア 国際的大会とは、国際競技団体等が主催（後援及び公認も含む）する大会とする。

イ 全国的大会とは、国及び財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）、日体協加盟団体（全国的組織のみ）等が主催（後援及び公認も含む）する大会とする。

ウ 全道的大会とは、北海道、北海道教育委員会並びに財団法人北海道体育協会（以下「道体協」という。）、道体協加盟団体（全道的組織のみ）等が主催（後援及び公認も含む）する大会とする。なお、南・北北海道大会として開催される大会を含むものとする。

エ 本会及び本会に在職する職員等並びに本会加盟団体の構成員以外であっても、会長が特に認めた時にはスポーツ奨励賞として表彰をすることができるものとする。

(5) 感謝状（規程第2条第2項第5号）

本協会の事業推進にあたり、5年以上にわたり献身的に協力・支援を行い、協会の充実発展に寄与された部外の協力団体・企業

第3条 規程第3条に定める選考審査は、表彰日の20日前までに行い、表彰決定通知は推薦者に対し行うものとする。

第4条 規程第4条に定める表彰は、原則としてスポーツ交流会会場にて行うものとする。ただし、学生・生徒等の表彰については、別に行うものとする。

第5条 規程第5条に定める推薦は、規程第2条第2項の表彰区分ごとに推薦順位をつけ行うものとする。

2 スポーツ賞の推薦については、次の様式によるものとする。

(1) 特別功労賞及びスポーツ功労賞推薦書（様式1）

(2) スポーツ振興賞推薦書（様式2）

(3) スポーツ奨励賞推薦書（様式3）

3 前項第3号の推薦書には、当該大会の開催要項並びにプログラム及び成績表等を添付するものとする。